

契約書及び説明書



【ご契約事項】

契約者(以下「甲」という)と、ローズウルフ(以下「乙」という)は、以下のとおり避妊去勢をするまでの契約(以下「本契約」という)を本紙にて締結する。

第1条【繁殖禁止】

1. 甲は乙から生体を借受し、これに対して甲が生後10ヶ月以内の避妊去勢をする期間はリース扱いとし所有権は乙に存在する。

第2条【期間】

1. 生体の本リース期間(以下「リース期間」という)は、生体の借受日(子犬引渡日)から去勢避妊をする期間までとする。
2. 甲および乙は、本リース期間中、特段の定めのないかぎり、本契約を解約することができない。

第3条【生体の引き渡しおよび健康チェック】

1. 甲は生体の引き渡し日の当日に生体の健康チェックを行い、疾患がないことを確認し、引き渡し日を借受契約日とする。
2. 前項の健康チェックの結果、生体に疾患があったときは、甲は、直ちにこれを乙に書面またはメールで通知する。

第4条【生体の疾患等】

1. 生体にワクチン接種時の獣医師検診等により発見されなかった疾患が見つかったときは双方話し合いの上で解決する。寄生虫による体調不良は外的影響や、陰睾丸、ヘルニア、疾患としての保障と判断されない。
2. 借受契約日以前に原因があり、適切なワクチン接種を実施していたのにも拘らず、借受契約日より14日以内に発生し、30日以内に死亡し、その内容に相違ない場合は生体料の全額を乙が甲に返金する。(獣医師の診断書が必要)また、甲の故意または重過失による場合はこのかぎりではない。
3. 返金保障対象外となる事項
 1. 獣医師の治療を受けなかったための死亡、伝染病の予防接種を受けなかった場合
 2. 飼い主、ならびに第三者からによる故意、過失による死亡
 3. 犬の毛色、毛質、サイズ、アレルギー体質、体型(耳の形状等)、歯のかみ合わせ等成長過程で生じる個体差
 4. 日常生活に支障のない骨の異形成(股関節、頸骨異形成、膝蓋骨脱臼、椎間板ヘルニア等)
 5. 結石症、陰睾丸、チェリーアイ、臍ヘルニア、子宮蓄膿症、子宮内膜炎等、ペットとして生活に支障がないもの
 6. 犬舎、自宅からの逃走による不明、盗難による被害、天災、事故による死亡
 7. 飼い主様の都合や飼育上の問題(夜泣き、しつけ、性格)が発生した時
 8. 犬の病気が人間や他のペットなどに伝染した場合に生じた治療費などの損害
 9. 真ダニ・ノミの駆除、検便・ワクチン接種等の検査、獣医に掛かった場合の治療費、並びにそれらに係わる慰謝料のすべて
 10. 火葬に掛かった費用等すべて

第5条【生体の管理】

1. 甲は、生体を下記記載の住所において飼育し、甲への報告を行わないかぎり、移動してはならない。
2. 甲は、法令などを遵守し、善良な管理者の注意をもって、動物愛護法、または甲の指導にしたがって生体を飼育しなければならない。
3. 生体の治療費等については、甲が自らの費用において行わなければならない。

第6条【生体の紛失】

1. 生体引渡し後、避妊去勢までに、甲乙いずれの責任によらない事由により、生体が逃げたり盗難された場合、その危険はすべて甲が負担するものとし、また生体の安全確保が不可能であるときには、甲は乙に対してリース料の10倍にあたる金を支払う義務を負う。(以下「違約金」という)
2. 前項において、甲が乙に対して違約金を一括して支払った場合、本契約は終了する。また、当サイトに違約金支払いしたブラックリストへ記載に同意したものとする。(実名、居住区域、生体詳細の記載)

第7条【生体の所有権侵害の禁止】

1. 甲は、生体を第三者に譲渡または担保に供することのほか、甲の承諾なくして転貸することができない。繁殖行為等の契約違反が確認出来次第違約金支払い義務が発生する(借受金の10倍の金額及び引き取りの際の交通費)

第8条【違反行為】

2. 乙は、甲が本契約の条項の1つにでも違反したときは、催告なく直ちに本契約を解除できる。
3. 前項より、本契約が解除されたときには、乙は甲に対して、生体の返還および違約金を一括して支払うことを求めることができる。

第9条【協議事項】

1. 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。
2. 本契約締結の証として、本書に乙の自署をして共有する。